

42 地方入国管理局別 難民認定の受理及び処理人員

地方入国管理局	難 民 認 定										未 済
	受 理				既 済					未 済	
	総 数	旧 受	新 受	他から移管	総 数	認 定	不 認 定	取 下	他に移管		
総 数	89	44	42	3	22	1	13	5	3	67	
東 京	48	18	28	2	17	1	11	4	1	31	
大 阪	2	1	1	-	1	-	1	-	-	1	
名 古 屋	39	25	13	1	4	-	1	1	2	35	
広 島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
福 岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
仙 台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
札 幌	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
高 松	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) この表は、出入国管理及び難民認定法第61条の2による人員である。

43 インドシナ難民に対する一時庇護のための上陸許可人員

区 分	一 時 庇 護 の た め の 上 陸 許 可							未 済
	受 理 (仮 上 陸 許 可)			既 済			未 済	
	総 数	旧 受	新 受	総 数	許 可	不 許 可		
総 数	545	179	366	106	20	86	439	

(注) 一時庇護のための上陸許可が申請された場合、仮上陸許可により申請人を上陸させるが、この仮上陸許可は、第25表(170ページ)「地方入国管理局・支局及び港別 上陸の口頭審理」における仮上陸許可には含まれない。